

## 領事出張サービス利用要領 《 オハイオ州コロンバス近郊 》

～ 2024年11月19日～20日／於 Columbus 近郊, OH ～

当館では、遠隔地にお住まいの皆様への行政サービスの一環として、領事出張サービスを実施しております。今回も予約制にて、オハイオ州コロンバス近郊において、下記要領のとおり領事出張サービスを実施いたします。なお、今回は来年3月初旬に同じ内容での実施を予定しており、ご理解ご了承のほどお願いいたします。

### 実施日時

2024年11月19日（火） 14：00 ～ 18：00

2024年11月20日（水） 08：30 ～ 14：30

会 場 （コロンバス日本語補習校「事務所」と同じ敷地内にある建物です。）

400 W Wilson Bridge Rd, Worthington, OH 43085, （Ste. 110：ビルに入っすぐ左の会議室です）

### 実施項目

- ◇ 旅券（パスポート）の交付 p.2
- ◇ 在留証明、署名証明の申請 p.3
- ◇ 英文身分事項証明（英文の出生・婚姻・離婚・死亡証明書など）の交付 p.4
- ◇ 旅券所持証明の交付 p.5
- ◇ 在外選挙人名簿登録の申請 p.5

### 申込要項

領事出張サービスを希望する方は、下記実施項目の締切日までに、事前申込を行ってください。事前申込なく当日来場されても、対応しかねますので御注意ください。

## ◆旅券（パスポート）の交付：領事出張サービス会場にて新旅券を受け取るまでの流れ

1. 領事出張サービスで新旅券を受け取るには、原則として事前に書面で郵送仮申請を行ってください。  
書類の送付宛先や必要書類を以下 Web ページにて御確認ください。

[https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/serviceoneday.html](https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/serviceoneday.html)

以下に該当する方は郵送による仮申請はできませんので、旅券係へ御相談ください。  
(御来館の前に旅券担当までお電話ください)。

- 現有旅券を紛失（焼失）された方
- 旅券法第13条（[こちら](#)）の各事項に該当する方

この領事出張サービスにて新旅券を受け取るための申請締切日：

**2024年10月18日（金）当館必着**

(締切日より後は、申込を受付できません。また締切日前であっても、当館事務処理上の都合より、旅券申込は先着100名までを目安に締め切らせていただきますので御了承ください。)

2. 申込受付確認（当館からの連絡）

申込を受付けた旨、および領事出張サービス当日にお持ちいただくものの説明を、当館より E-mail で差し上げます。申込を受付できない場合もお知らせいたします。申請書類発送から1週間が経過しても当館から連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での新旅券の受け取り（予約制）

新生児も含め、旅券名義人御本人が来場ください。代理人による受け取りはできません。  
当日お持ちいただくものに関しては、当館旅券係からの E-mail を御参照ください。

【手数料】 出張サービスでは、事務所の外で多額の現金が集まるのを避けるため、Money Order, Company's Check, Cashier's Check のいずれかの形での支払いに御協力いただきます。申請時に支払うことはできませんので、必ず会場でお受取りの際に持参ください。

2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日）の旅券手数料は[こちら](#)で確認いただけます。

## ※ オンライン申請した方で、領事出張サービス会場で旅券を受け取りたい方

オンライン申請の方は、2024年10月4日（金）までに申請を受理しており、10月18日（金）までに審査終了通知を受け取った方を対象とさせていただきます。10月31日（木）までに当館へ出張サービス受け取り希望の旨と日時について連絡をされた方のみ出張サービス会場での交付について対応いたします。（完全予約制での実施のため、書面申請された方と総合的に来場日時を調整します。）

(手数料については、クレジットカードによるオンライン決済は不可とし、また現金を避け Money Order, Company's Check 等での支払いに御協力いただける方が対象です。)

## ◆ 在留証明、署名証明：事前連絡、申請から証明書が手元に届くまでの流れ

※ 証明業務は、原則、オハイオ州とミシガン州ご在住者が対象です。それ以外の方は、当館まで事前にご相談ください。

### 1. 事前連絡（11月1日締め切り）

次の情報を当館まで、なるべく Email にてご連絡ください。申請書と当日ご持参いただくものなどの案内を送付します。

- (1) 申請者氏名
- (2) 申請予定の証明書の種類、形式、及びおおよその必要枚数、  
(例：署名証明 形式2（単独形式）を3通、在留証明 形式1を3通）
- (3) 日本から送られてきた署名すべき書類の有無
- (4) 用途（例、不動産手続きのため、相続手続きのため、等）
- (5) 日中の御連絡先：お電話番号、Email アドレス
- (6) 領事出張サービス開催中の御来場可能な日時（例：●月●日の午後1時台～4時台）

連絡先(担当) E-mail : [senkyo@dt.mofa.go.jp](mailto:senkyo@dt.mofa.go.jp) TEL : 313-567-0120 (内線 215)

### 2. 領事出張サービス当日：申請手続き（**予約制**）

事前に必要書類一式をご準備のうえ、当日ご持参ください。原則、申請者ご本人が会場へお越しください。

### 3. 当館による証明書の作成、および交付

領事出張サービスで受けた申請案件は、後日、当館にて証明を作成し申請者へ送付します。発送までの所要時間は、5～10業務日を目安としてください。遅配・不達等、当館外で発生した問題に対しては、当館では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

なお、証明書を送付する際に使用する封筒は、申請者の方にご準備いただきます。（申請の際に、他の書類と併せてご提出ください。）郵便局、FedEx などでご用意いただきますが、送料は、申請者の方のご負担となります。詳細は、申請書とともに e-mail にてご案内します。

#### < 証明書の種類 >

A. **在留証明**: 在留証明には、2つの形式があります。

形式1：日本の住民票に代わる書類としての書式 → 一個人の米国での現住所のみを証明。

形式2：次の a. や b. に該当する場合などは、形式2の在留証明が適切かと思われます。

a. 現住所に加え、米国内で過去に居住していた住所とその時期も記載されていることが必要な場合。（日本での受験の際、米国滞在が合計何年になるかを証明する必要がある場合など）

b. 同居家族の氏名が記載されている証明が必要な場合。

**B. 署名証明:** 貼付形式と単独形式の2種類があります。

形式1 (貼付形式): 委任状、契約書、遺産分割協議書など署名を必要とする書類を会場へご持参いただき、当館職員立ち会いの場で、ご本人にご署名と拇印をいただきます。これらの書類に、後日、当館事務所にて、「この書類に署名と拇印を押したのは、〇〇△△さんご本人です。当館職員がその場に立ち会い、確認しました。」という意の証明書を貼り付け、お返しします。

形式2 (単独形式): 当館から持参する所定の書式に申請人のご署名と拇印をいただき、「この署名の筆跡と拇印は、〇〇△△さんのものです。」と証明します。

## ◆ 身分事項証明 (英文の出生・婚姻証明など): 証明書を受け取るまでの流れ

### 1. 申請手続き

[こちら](#)を参照の上、必要書類一式を当館へ E-mail 添付又は郵便にて提出してください。出張サービス会場で交付希望の方は、証明のオンライン申請を行わないでください。

申請書の「希望する証明書の受取り場所」の欄は、以下の情報を記載ください。

- ① 出張サービスの参加希望日 (2日とも来場可能な場合はその旨、記載ください)
- ② 余白部分に来場可能な時間帯 (例: 午前9時台～11時台)

申請締切日: **2024年10月25日(金) 当館必着**

連絡先 (担当) E-mail: [shoumei@dt.mofa.go.jp](mailto:shoumei@dt.mofa.go.jp)

※ E-mail の件名欄には、受け取り予定日と会場を明記。例: 「11月20日、コロンバス会場」

郵送の場合の送付先:

Consulate General of Japan 400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243 Attn.: 英文証明係
---

### 2. 申請受付確認 (当館からの連絡メール)

当館で申請を受け付けた旨、確認の E-mail を申請者の方へ送信します。

申請書類提出から1週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

### 3. 領事出張サービス会場での証明書の受け取り (予約制)

来場日時と、持参いただくものは、上の「2. 申請受付確認 (当館からの連絡)」の際に御案内します。お忘れになると交付できませんので御留意ください。

## ◆ 旅券所持証明： 証明書を受け取るまでの流れ

### 1. 申請手続き

[こちら](#)を参照の上、必要書類一式を当館へ E-mail 添付または郵便にて提出してください。出張サービス会場で交付希望の方は、証明のオンライン申請を行わないでください。

申請書の「希望する証明書の受取り場所」の欄は、以下の情報を記載ください。

- ① 出張サービスの参加希望日（2日とも来場可能な場合はその旨、記載ください）
- ② 余白部分に来場可能な時間帯（例：午前9時台～11時台）

**注意：** 申請者から提出いただく旅券と査証の写しは、当館で作成する証明の裏面に転写され、旅券所持証明の一部となります。判読し難いもの、また、旅券や査証の一部が写っていないものなど、受け付けられません。当館 HP を必ず確認のうえ、原寸大で最新の写しであることを十分御確認をお願いします。

申請締切日： **2024年10月25日（金）当館必着**

連絡先（担当） E-mail： [shoumei@dt.mofa.go.jp](mailto:shoumei@dt.mofa.go.jp)

※ E-mail の件名欄には、受け取り予定日と会場を明記。例：「11月19日、コロンバス会場」

郵送の場合の送付先：

Consulate General of Japan 400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243 Attn.: 英文証明係
---

### 2. 申請受付確認（当館からの連絡メール）

当館で申請を受け付けた旨、E-mail を申請者の方へ送信します。（郵送申請の場合は、電話連絡。）

申請書提出から一週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

### 3. 領事出張サービス会場での証明書の受け取り（予約制）

来場日時と、持参いただくものは、上の「2. 申請受付確認（当館からの連絡）」の際に御案内します。お忘れになると交付できませんので御留意ください。

**【注意】** 旅券所持証明を受け取ることができるのは、申請人本人と御家族のみとなります。

## ◆ 在外選挙登録申請の受付（予約制）

2022年4月1日より、遠隔地にお住まいの方には、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を行っています。事前に申請書類等を郵送又は電子メールで当館に送付後、ビデオ通話を通じて本人確認及び事前に送付された申請書類等の原本確認を行うことにより、当館に来館せず在外選挙人登録申請ができます。是非、特例措置を御利用ください。

なお、特例措置の利用が難しく出張サービスの際に申請手続きを希望の方は、下記の必要書類を **2024年11月1日（金）【必着】** までに当館まで送付してください。郵送に伴う紛失・盗難・破損についての責任は一切負いかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 1. 事前連絡

当館の領事出張サービス担当まで選挙登録予定者のお名前、及び電話番号を事前にお知らせください。必要書類の事前送付を御案内させていただきます。

連絡先 E-mail : [senkyo@dt.mofa.go.jp](mailto:senkyo@dt.mofa.go.jp)      Tel: 313-567-0120 （内線 215）

## 2. 送付いただくもの

- (1) [「在外選挙人名簿登録申請書」](#)
- (2) 日本国旅券（有効なもの）の写しコピー
- (3) 現住所に3か月以上居住していることが確認できる書類を1点

（在留届を3か月以上前に当館へ提出済みの場合は不要です）

例：① 住宅賃貸契約書：3か月以上前に契約していることが読み取れること。

② 米国運転免許証：現住所が記載されており、発行日から3か月が経過していること。

※ 海外居住期間が3か月未満でも、領事出張サービスで登録申請することは可能です。その場合は、申請書を当館で一旦お預かりし、3か月の居住要件を満たした後に、手続きを進めることとなります。

- (4) 同居家族による代理人申請を希望する方は、事前連絡の際にその旨をお知らせください。追加書類を御案内します。

領事出張サービスに関する御質問、御相談等は、  
在デトロイト日本国総領事館へお問い合わせください。

電話番号：313-567-0120 （内線 215）

当館ホームページ内、領事出張サービスに関するページは[こちら](#)